

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年11月27日

月 曜 日

第 4284 号

目 次

告 示

○土地改良区の定款変更の認可 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 4
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請

告 示

富山県告示第465号

土地改良区の定款変更の認可について

高岡市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年11月15日認可した。

平成29年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン富山本店 富山市田中町 4 丁目 14 番 83 号

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 店舗において小売業を行う者 上新電機株式会社

4 新設の日 平成 30 年 9 月 1 日

5 店舗面積の合計 4,099[㎡]

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地南側ほか 122 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 22 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 52.8[㎡]

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側 20.16[㎡]

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時及び午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分～午後 10 時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 敷地南側ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 6 時

8 届出の日 平成 29 年 11 月 8 日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 3 月 27 日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3) 当該店舗の名称及び所在地 (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

フューチャーシティ ファボーレ 富山市婦中町下轡田165番地の1

2 店舗を設置する者 富山フューチャー開発株式会社

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側ほか 3,119台

(変更後) 建物東側ほか 2,749台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7箇所 敷地北西側ほか

(変更後) 8箇所 敷地北西側ほか

4 変更の日 平成29年12月20日 ほか

5 変更の理由

3階駐車場から地上階へのスロープを新設することで、場内車両誘導を見直し、出口を追加し現状の出入口の位置を移動するため ほか

6 届出の日 平成29年11月10日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年11月27日から平成30年3月27日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成29年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三共ジョーシんとやま本店 富山市田中町4丁目14番83号

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号 代表取締役
中嶋 克彦

3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 2,164㎡

4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年2月1日

6 廃止する理由 店舗建替えのため

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

平成29年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
富山市婦中町小倉 4 番	田	4,391

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
平成30年3月31日	5年	142,705円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成29年12月11日

(2) 提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

